

事務連絡  
令和6年7月31日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中  
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
こども家庭庁支援局障害児支援課

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び  
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、都道府県、市町村等における障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂しましたので送付いたします。

今回の改訂では、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定や令和5年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業」報告書等を踏まえ、内容の一層の充実を図っております。

今年度についても、障害者福祉施設等において、利用者に対する障害者虐待等の事案が複数報道されているところです。各都道府県等におかれては、緊急時の管内市町村等との連携が円滑に行われるよう、定期的な研修の実施などにより丁寧に周知いただくとともに、大きな報道等があった場合や知事会見等が行われるような場合は、速やかに厚生労働省（またはこども家庭庁）まで、ご一報いただきますようお願いいたします。

また、都道府県及び市町村におかれては、この機会に本手引きを改めてご確認いただき、障害者虐待の通報・相談に対する事実確認調査や対応の徹底を図るとともに、施設・事業所に対する監査等において虐待防止措置の徹底を図ること等により、障害者虐待の防止及び対応の徹底についてお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

虐待防止対策係

TEL:03-5253-1111(3149)

E-mail:[soudan-shien@mhlw.go.jp](mailto:soudan-shien@mhlw.go.jp)

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児支援係

TEL:03-3539-8345

E-mail:[shougaisien.shougaijishien@cfa.go.jp](mailto:shougaisien.shougaijishien@cfa.go.jp)

## (別紙) 障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント

### (自治体向け手引き)

- 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における障害者虐待の都道府県への通報義務等が設けられたことを踏まえ、記載を修正 (P17、P33)。
- 地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援事業の実施要領の改正を踏まえ、障害者虐待防止・権利擁護研修において、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする旨を追加 (P37)。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されたことに伴い「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に修正 (P81)
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一 (P101、P132)
- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたこと、また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたこと、の記載を追加 (P102、P132)。
- 通報者への虐待対応状況の報告及び通報者保護について、以下の記載を追加・修正。
  - 養護者虐待における通報者への対応状況の報告について、明確化する観点で修正 (P52)。
  - 福祉施設従事者等虐待及び利用者虐待における通報等による不利益な取扱いの禁止に関連して、公益通報者保護法の規定に関する内容を参考として追加 (P110、P147)。
  - 福祉施設従事者等虐待及び利用者虐待における通報者への報告が必要な場合の対応等に関する記載を追加 (P116、P150)。
- 令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業の成果を踏まえ、福祉施設従事者等虐待における、虐待があった施設の再発防止に向けての支援について、施設所在地自治体の役割に関する記載を追加 (P127)。
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加 (P136、P137)。

**(施設・事業所従事者向け手引き)**

- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加 (P15)。  
また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加 (P36)
  
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一 (P14、P15)
  
- 原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正 (P29)
  
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加 (P43)。